三正工業株式会社	東京都葛飾区白鳥四丁目二番十五号	機械加工
株式会社ブリヂストンＥＭＫ	神奈川県横浜市戸塚区柏尾町一番地	機械加工
株式会社ニチロサンフーズ	新潟県長岡市南陽一丁目千二十七番地一	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
株式会社新潟フレッシュデリカ	新潟県長岡市南陽一丁目千二十七番地一	パン製造
サンテック株式会社	山梨県都留市鹿留千二百七番地	機械加工
株式会社磯貝製作所	愛知県碧南市田尻町四丁目三十八番地	機械加工
旭鉄工株式会社	愛知県碧南市中山町七丁目二十六番地	機械加工
柴田工業株式会社	愛知県西尾市下矢田町治部田十五番地一	機械加工
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町二千二十五番地三	クリーニング

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
株式会社シンコー	宮城県石巻市万石町三番二十三号	非加熱性水産加工食品製造業
有限会社大橋工業	福島県相馬市玉野字副霊山二百二十番地	溶接
株式会社大粒来組	埼玉県和光市南一丁目二十六番十七号	配管
株式会社杉浦鉄工所	愛知県碧南市中後町四丁目百四十一番地	機械加工
岩瀬鉄工株式会社	愛知県西尾市法光寺町流三十八番地一	機械加工
株式会社マルカワ建設	兵庫県神戸市中央区相生町四丁目一番四十二号	コンクリート圧送施工

三　対象となる者　平成二十二年八月二十日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第四百二十二号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、監理団体を第一号のとおり告示し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十二年八月二十日

法務大臣　千葉　景子

一　監理団体の名称及び所在地

名称	所在地
財団法人国際調和クラブ	岐阜県羽島市福寿町平方七丁目三十三番地二

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名称	所在地	実習内容
瀧上工業株式会社	東京都中央区湊一丁目九番九号	鉄工
株式会社稲葉製作所	東京都大田区矢口二丁目五番二十五号	金属プレス加工
エルナー株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目八番十一号	プリント配線板製造
オートリブ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目十七番地六	電子機器組立て
天龍工業株式会社	富山県富山市婦中町道場一番地三	強化プラスチック成形、帆布製品製造、溶接
株式会社ミスズ工業	長野県諏訪市大字四賀三千九十番地	電子機器組立て
岐阜プラスチック工業株式会社	岐阜県岐阜市神田町九丁目二十七番地	プラスチック成形
昭和プレハブ株式会社	岐阜県岐阜市香蘭一丁目一番地	型枠施工
株式会社トーカイ	岐阜県岐阜市若宮町九丁目十六番地	クリーニング
榎本ビーエー株式会社	岐阜県各務原市蘇原興亜町五丁目十番地	機械加工
ＫＲＨ株式会社	岐阜県安八郡輪之内町中郷新田二千五百四十四番地の二	とび
天龍コンポジット株式会社	岐阜県加茂郡川辺町中川辺千四百三十番地一	強化プラスチック成形
株式会社ダイワエクセル	愛知県名古屋市千種区香流橋一丁目一番二十四号	めっき
尾張精機株式会社	愛知県名古屋市東区矢田三丁目十六番八十五号	金属プレス加工
丸高株式会社	愛知県名古屋市中村区那古野一丁目四十七番一号	帆布製品製造
関戸機鋼株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区豊岡通り三丁目十三番地	金属プレス加工、機械加工
株式会社水野鉄工所	愛知県名古屋市天白区中砂町三百八十番地	鍛造